

平成 26 年度における下請代金支払遅延等防止法に基づく取締状況等 (詳細版)

平成 27 年 8 月 18 日
中 小 企 業 庁

はじめに

平成 26 年度の我が国経済は、消費税率引上げ後、駆け込み需要の反動減の影響等もあり個人消費を中心に弱い動きとなったが、円安方向への動きを背景とした輸出の持ち直し、企業収益の回復等も見られ、平成 26 年末頃から緩やかな回復基調が続いていた。しかしながら、消費税率引上げ後の駆け込み需要の反動減や原材料・エネルギーコストの上昇の影響もあり、中小企業・小規模事業者は、相対的に厳しい経営環境に置かれていた。

このような経済環境の中で、親事業者と下請事業者との取引（下請取引）においては、下請事業者に対して不当なしわ寄せが生じることが懸念される状況にあった。

中小企業庁では、こうした経済情勢を踏まえつつ、平成 26 年度においては、以下のとおり、親事業者に対する書面調査や立入検査の実施、これらの結果を踏まえた改善指導や公正取引委員会への措置請求など下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」という。）の厳格な運用と違反行為への厳正な対処等を行った。平成 26 年度の下請取引の適正化のための取り組みは、以下のとおりである。

1. 下請代金法に基づく取締状況

(1) 中小企業庁長官からの公正取引委員会に対する措置請求

親事業者に対する立入検査によって明らかとなった違反行為の中で、特に下請事業者に対する影響が重大である案件については、下請代金法第 6 条に基づき中小企業庁長官から公正取引委員会に対して措置請求を行うとともに企業名を公表している。平成 26 年度においては、1 件（平成 25 年度 1 件）の措置請求を行った（〔表 1〕参照）。

〔表 1〕公正取引委員会に対する措置請求案件

件名	概要	違反法条	措置請求日
(株)A に対する件	百貨店等に販売する又は自社の店舗で販売する婦人靴の製造を下請事業者に委託しているところ、当該下請事業者に対し、平成 24 年 11 月から平成 26 年 1 月までの間、「支払割引」として、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額から、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 (下請事業者 21 名、総額約 6,514 万円)。	第 4 条第 1 項第 3 号(減額の禁止)	H27.3.25

(2) 書面調査等の状況

中小企業庁では、親事業者及び下請事業者を対象とした定期的な書面調査の実施や立入検査の実施により、下請代金法の違反行為の把握に努めており、「下請代金の不当な減額」、「支払遅延」などの下請代金法上の 11 の禁止行為（以下「実体規定関係」という。）に該当する行為や発注時の書面交付義務、関係書類の保存義務等（以下「手続規定関係」という。）に違反している事実等が確認された場合には、親事業者に対して指導を行い、減額した下請代金の返還、遅延利息を含めた下請代金の支払等の原状回復措置や、再発防止策を講じさせてきたと

ころである。

平成 26 年度には、親事業者 45,937 件（平成 25 年度 45,378 件）に下請事業者 194,688 件（同 219,292 件）を加えた計 240,625 件（同 264,670 件）に対して書面調査を実施した。

また、中小企業庁及び地方の各経済産業局では、下請事業者から下請代金法に違反するおそれのある事業者についての情報提供・申告の受付を随時行っており、平成 26 年度は 63 件（同 65 件）を受け付けた（〔表 2〕参照）。

（3）立入検査による改善指導の状況

平成 26 年度は、違反のおそれのある 1,115 件（平成 25 年度 1,090 件）に対して立入検査等を実施し、そのうち 999 件（同 990 件）に対して書面により改善指導を行った（〔表 2〕参照）。

また、違反が認められた親事業者のうち 288 件に対しては、減額した下請代金、支払遅延に係る遅延利息等について、合計で約 211 百万円（同 472 百万円）の返還を指導した（〔表 3〕参照）。

違反の内容としては、実体規定関係の禁止行為の違反として「支払代金の支払遅延」、「下請代金の減額」が、また、手続規定関係の義務違反として発注時の書面の不備や未交付が多く見られ（〔表 4〕及び〔別紙 1〕参照）、これら禁止行為や義務違反に対し、改善指導を行った。また、下請代金法の違反行為が今後生じることのないよう、これらの親事業者に対して、社内における体制整備など再発防止についての指導を行った。

また、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（消費税転嫁対策特別措置法）及び下請代金法の間で密接な協力体制を構築することにより、より効果的で効率的な運用を確保することとした。

〔表 2〕 下請代金法の運用状況

年度 事項	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
書面調査・申告	250,167	269,864	264,735	240,688
うち申告等	69	79	65	63
指導文書発出	9,712	9,011	9,847	7,096
立入検査等	1,319	1,158	1,090	1,115
うち特別事情聴取	19	23	15	7
改善指導措置	1,190	1,035	990	999
公取委への措置請求	4	1	1	1

〔表 3〕 減額した下請代金の返還、支払遅延に係る支払遅延利息等の支払状況

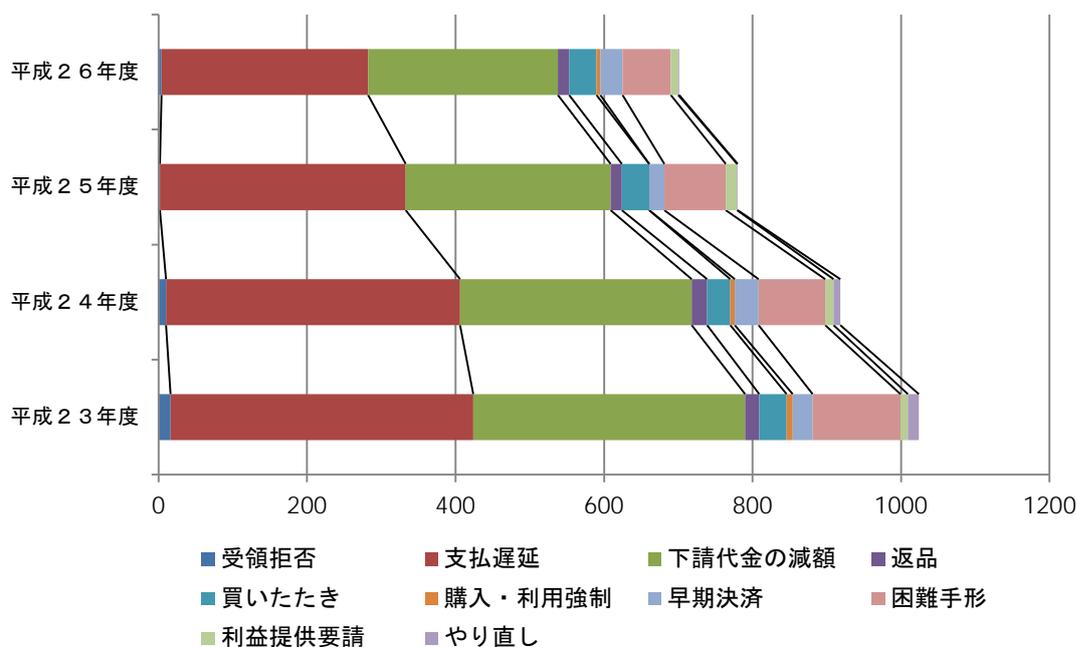
年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
返還額（百万円）	699	1,294	472	211
親事業者数	305	289	319	288

[表 4] 改善指導措置の内訳

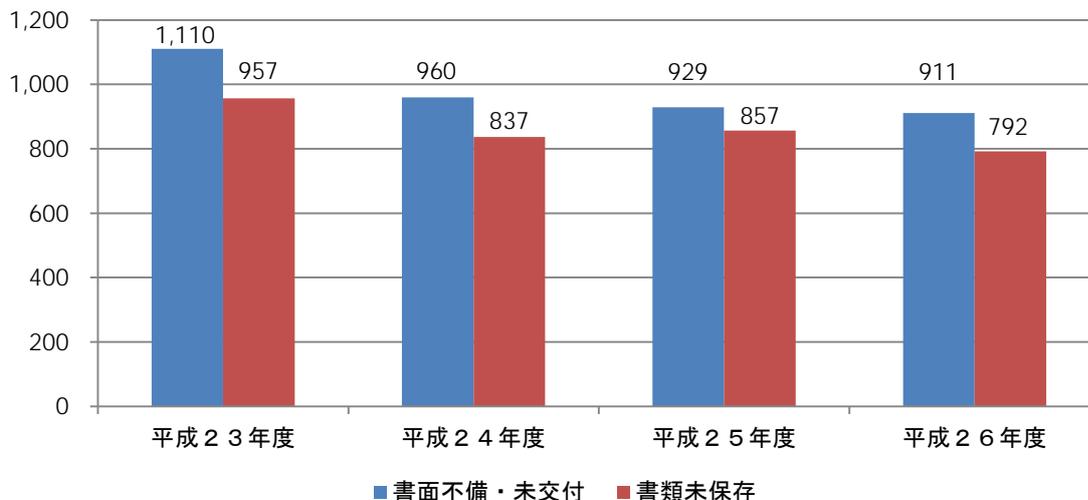
(単位：件)

内訳	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実体規定違反合計	1,024	918	780	701
受領拒否	16	10	2	4
支払遅延	408	396	331	278
下請代金の減額	366	312	276	256
返品	19	21	15	15
買ったたき	37	31	37	37
購入・利用強制	8	6	0	5
報復措置	0	0	0	0
有償材の早期相殺	27	32	20	30
困難手形	118	90	83	65
利益要請	10	11	15	10
やり直し	15	9	1	1
手続規定違反合計	2,067	1,797	1,786	1,703
書面不備・未交付	1,110	960	929	911
書類未保存	957	837	857	792

[表 5] 改善指導措置における実体規定関係違反件数の推移



[表 6] 改善指導措置における手続規定関係違反件数の推移



(4) 特別事情聴取の実施

立入検査とは別に、平成 20 年度から、①書面調査が未提出の事業者、②改善指導を連続して受けた事業者、③改善報告書の提出が遅れている事業者等に対して、中小企業庁及び経済産業局の幹部等が、社内体制の状況、違反行為が繰り返される理由、今後の改善方針等についての特別事情聴取を行っている。

平成 26 年度は、7 件を対象に特別事情聴取を実施し、違反等の発生原因を確認するとともに、社内説明会や研修の実施、コンプライアンス委員会の設置、内部監査の強化等によって、下請代金法の遵守を徹底する体制の整備等についての取組状況を確認した。

2. 「下請かけこみ寺」事業の実施状況

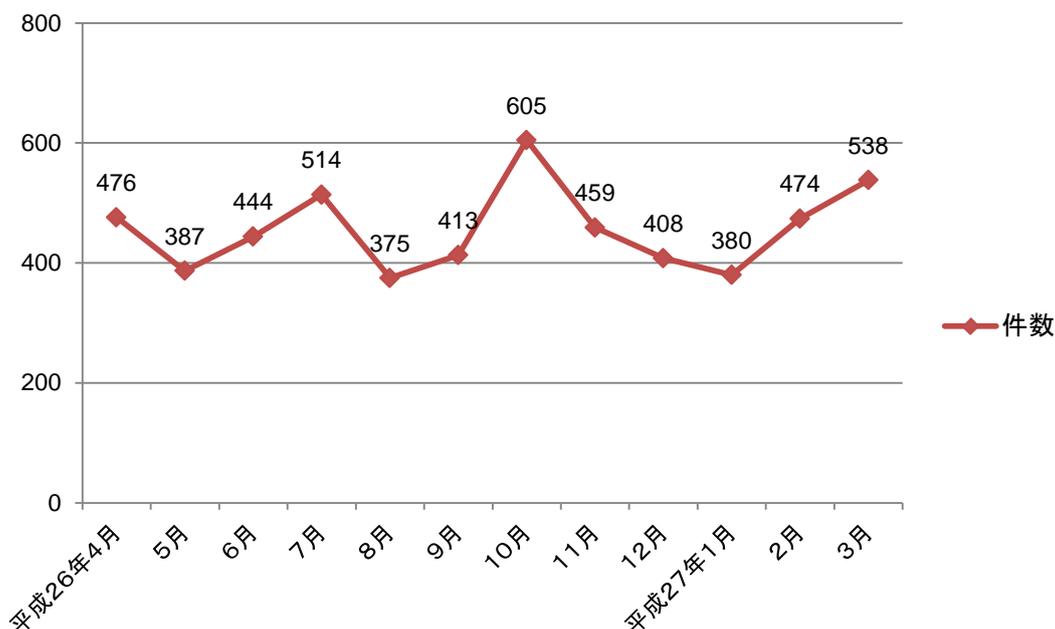
企業間取引に関する中小企業の様々な悩み等に対応するため、平成 20 年 4 月、財団法人全国中小企業取引振興協会（現在は公益財団法人）と全国 47 都道府県下請企業振興協会に「下請かけこみ寺」を設置し、下請取引の適正化に向けた活動を実施してきた。これまで、全国の中企業から多くの相談が寄せられており、法令違反が疑われる場合は、速やかに国に事案を取り次ぐなど、迅速な対応がなされている。

(1) 下請かけこみ寺の相談受付件数

下請取引等に関する様々な相談に対して親身な相談対応を行っている。平成 26 年度の相談実績は 5,473 件（平成 25 年度 4,982 件）となっており、その内容は「下請代金法」に関する相談件数が 898 件（同 858 件）、「建設業」に関する相談件数が 1,170 件（同 1,075 件）、「その他」(※) が 3,405 件（同 3,049 件）となっている。

(※) 法令に関する質問等。

[表 7] 下請かけこみ寺相談件数（月次実績）



また、弁護士による無料相談を、平成 26 年度は 681 件（平成 25 年度は 711 件）受け付けている。

【相談事例】

A 社は、B 社から繊維製品の加工を受託した。B 社から「歩引き」と称して下請代金から一定の金額を差し引いて払うという通知が届き、一方的に承諾を求められ困っている。

（助言と解決例）

取引当事者の資本金の区分と取引の内容（製造委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、下請代金法で禁止されている「下請代金の減額」（親事業者が、下請事業者に責任がないのに、定められた下請代金の額を減ずることを禁止するものであり、歩引き等の減額の名目、方法、金額の多少を問わず、発注後いつの時点で減額しても本法違反となる）のおそれがあることを踏まえ、B 社と話し合っではどうかと助言した。

→ A 社は、助言を踏まえ B 社と交渉したところ、歩引きの要請は撤回され、現在も取引が継続している。

（2）ADRの実施

全国の弁護士約 170 名を「下請かけこみ寺」に登録し、本部が主導して各地で ADR（裁判外紛争解決手続）を行い、平成 26 年度は 9 件（平成 25 年度 33 件）の案件に対応した。

3. 下請取引適正化の推進

(1) 講習会等の開催

①下請代金法講習会

下請代金法の違反を未然に防止することを目的として、主に親事業者の実務担当者を対象として講習会を開催した（[表 8] 参照）。

②下請取引適正化推進月間（11月）

下請代金法の厳正な運用と違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守の指導等を通じ、下請取引適正化に努めてきており、その一環及び中小企業向けの年末対策の一つとして、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」として公正取引委員会と連携しつつ、普及・啓発事業を集中的に実施している。

平成26年度は、「下請取引適正化推進月間」を効果的にPRするため、下請取引適正化推進月間のキャンペーン標語の一般公募を行い、応募作品の中から、特選1点、入選4点を決定。特選作品の「**信用は 適正払いの 積み重ね**」をキャンペーンの標語として、親事業者の下請取引担当者等を対象に、下請代金法及び下請振興法の趣旨・内容を周知徹底するための下請取引適正化推進講習会の開催等下請代金法の周知を図った（[表 8] 参照）。

③下請取引適正化推進シンポジウム・セミナー2014

下請取引適正化推進シンポジウム2014（札幌、東京、名古屋、大阪、福岡）及び下請取引適正化セミナー（仙台、岡山、松山）を開催し、企業の調達担当者等が参加した。

シンポジウムでは、消費税の円滑な転嫁等に関する基調講演や、コンプライアンス（下請代金法遵守など）の強化に取り組む企業からの先進事例の紹介、さらにはコンプライアンス強化と取引適正化に向けた望ましい社内体制の在り方をテーマに企業法務部等の代表者や弁護士等によるパネルディスカッションを行い、法令遵守の重要性について活発な議論が行われた。また、セミナーでは、消費税の円滑な転嫁等に関する基調講演や親事業者の法務部等の代表から、下請取引の適正化の取組事例が紹介された（[表 8] 参照）。

[表 8] 講習会別の受講者数等

講習会事業名	開催回数	受講者数
● 下請代金法講習会	151回	5,787名
● 下請取引適正化推進講習会（注）	62回	7,878名
● 下請取引適正化推進シンポジウム・セミナー	8回	576名

（注）中小企業庁と公正取引委員会が協力して実施。両者の主催分の合計の実績。

(2) 下請取引の適正化に係る通達の発出

下請代金法、下請中小企業振興法の周知徹底及び両法の遵守を目的として、経済産業大臣名（下請代金法は公正取引委員会委員長連名、下請中小企業振興法は主務大臣連名）で、親事業者、事業者団体に対し要請文書を発出した。

①平成26年10月2日及び10月6日

原材料・エネルギーコスト増加分の適正な価格転嫁を要請するため、平成26年10月2日付けで、経済産業省所管の事業者団体代表者431団体に対して、経済産業大臣名の文書を発出するとともに、同年10月6日付けで、他省庁関連の事業者団体代表者314団体に対して、経済産業大臣、主務大臣の連名で文書を発出した。

②平成26年10月31日

原材料・エネルギーコスト増加分の適正な価格転嫁、年末の金融繁忙期の資金繰りへの配慮など、下請取引の適正化を要請するため、平成26年10月31日付けで、親事業者代表者194,103件及び関係事業者団体642団体に対して、経済産業大臣、公正取引委員会委員長の連名で文書を発出した。

(3) 下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請取引ガイドライン）

下請代金法による取締りにとどまらず、業種横断的な下請代金法のルールを各業種に浸透させ、親事業者及び下請事業者の間の適切な取引関係を構築するためには、各業種の取引慣行に応じて具体的に解説したガイドラインの役割が重要であるとの認識の下、これまでに「素形材」、「自動車」、「産業機械・航空機等」、「繊維」、「情報通信機器」、「情報サービス・ソフトウェア」、「広告」、「建設」、「トラック運送」、「建材・住宅設備」、「放送コンテンツ」、「鉄鋼産業」、「化学産業」、「紙・紙加工品産業」、「印刷産業」及び「アニメーション制作業」の16業種で下請取引ガイドラインを策定しており、平成26年度においても、下請取引ガイドライン説明会（[表9]参照）を行うなど、その普及啓発を行った。

また、平成26年12月から平成27年3月にかけて、原材料・エネルギーコストの増加分の適正な価格転嫁に係る望ましい企業間取引事例（ベストプラクティス）等を追加するなど、16業種のうち、建設業、放送コンテンツを除く14業種で下請取引ガイドラインの改訂を行い、業界団体や会員企業等に対する普及啓発を要請した。

※16業種の下請取引ガイドラインは以下のURLを参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.htm>

[表9] 業種別の下請取引ガイドライン説明会の開催実績

業種	開催回数	受講者数	業種	開催回数	受講者数
素形材	10回	327名	放送コンテンツ	3回	25名
自動車	22回	983名	鉄鋼産業	8回	138名
産業機械・航空機等	10回	302名	化学産業	4回	72名
繊維	14回	376名	紙・紙加工品産業	3回	30名
情報通信機器	6回	138名	印刷産業	4回	145名
情報サービス・ソフトウェア	5回	115名	アニメーション制作業	3回	4名
広告	8回	269名	放送/アニメーション 合同	1回	45名
建設	8回	159名	放送/情報 合同	2回	59名
トラック運送	3回	37名	製造業全体等	3回	117名
建材・住宅設備	3回	32名	ガイドライン全体	113回	760名
			合計	233回	4,183名

平成 26 年度における主な指導事例

1. 受領拒否（下請代金法第 4 条第 1 項第 1 号）

業 種	概 要
プラスチック製品製造業	プラスチック製品を製造している A 社は、自社の在庫調整のため、下請事業者の給付を受領した日から 60 日を超えて受領処理を行っていた。

2. 下請代金の支払遅延（下請代金法第 4 条第 1 項第 2 号）

業 種	概 要
印刷・同関連業	書籍等を出版印刷している B 社は、納品毎月末日締切・翌月 25 日支払の支払制度の下、支払約定日に支払われず、下請事業者の給付を受領した日から 60 日を超えて下請代金を支払っていた。
電子部品・デバイス・電子回路製造業	各種電子部品を製造している C 社は、自社の検収が遅れたことを理由として、下請事業者の給付を受領した日から 60 日を超えて下請代金を支払っていた。
情報サービス業	情報処理サービス業の D 社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由として、下請事業者の役務の提供した日から 60 日を超えて下請代金を支払っていた。

3. 下請代金の減額（下請代金法第 4 条第 1 項第 3 号）

業 種	概 要
食料品製造業	食料品を製造している E 社は、下請事業者との取引において、単価の引下げ合意後の新単価を合意日以前に発注した製品に遡って適用することにより、下請代金の額を減じていた。
織物・衣服・身の回り品小売業	身の回り品を販売している F 社は、下請事業者との取引において、本来親事業者が負担すべき商品管理・発注システムの基本料を、支払うべき下請代金の額から控除していた。

4. 返品（下請代金法第 4 条第 1 項第 4 号）

業 種	概 要
はん用機械器具製造業	はん用機械器具を製造している G 社は、受領した製品に通常の検査で見えない瑕疵があったことを理由として、下請事業者に対して、受領後 6 ヶ月超えた後に返品を行っていた。

5. 購入・利用強制（下請代金法第4条第1項第6号）

業種	概要
織物・衣服・身の回り品小売業	衣服を販売しているH社は、下請事業者との取引において、指定仕入伝票を使用するよう要請していたが、当該指定仕入伝票をH社の仕入れ価格より割高な価格で下請事業者に対して販売していた。

6. 有償支給材料等の対価の早期決済（下請代金法第4条第2項第1号）

業種	概要
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	建築資材を販売しているI社は、下請事業者に対して有償で原材料を支給しているが、当該支給材の対価について、当該支給材を使用した製品に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から一部控除していた。

7. 割引困難な手形の交付（下請代金法第4条第2項第2号）

業種	概要
鉄鋼業	J社は、下請事業者への下請代金を手形支払としていたが、当該手形期間が125日（繊維業以外の業種において認められる手形期間：120日）となっていた。
繊維・衣服等卸売業	繊維製品を販売しているK社は、下請事業者への下請代金を手形支払としていたが、当該手形期間が138日（繊維業において認められる手形期間：90日）となっていた。

8. 不当な経済上の利益の提供要請（下請代金法第4条第2項第3号）

業種	概要
生産用機械器具製造	生産用機械を製造しているL社は、下請事業者に対し、自社が保有する金型を貸与しているところ、使用時期が終了したにもかかわらず、無償で金型を保管させていた。

9. 不当な給付内容の変更及びやり直し（下請代金法第4条第2項第4号）

業種	概要
機械器具卸売業	機械器具を販売しているM社は、下請事業者に対して責任がないのに、費用を負担しないで発注した内容を納品日の直前になって変更した。

下請代金法の概要

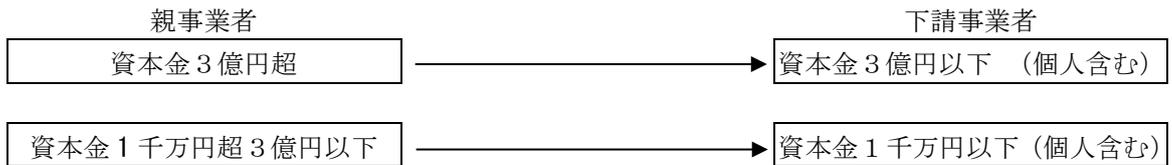
本法の概要

下請代金法は、独占禁止法上の禁止行為である不公正な取引方法のうちの優越的地位の濫用について、簡易・迅速に処理することを目的とする特別法として、昭和31年に制定された。

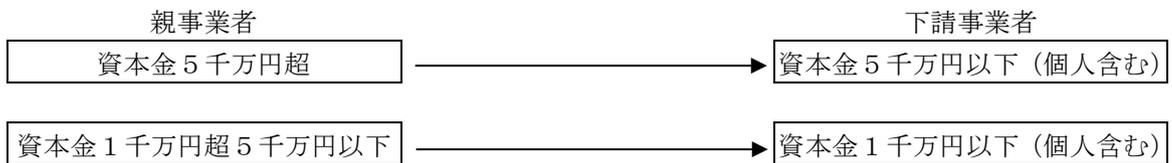
(1) 目的 (第1条) 下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

(2) 親事業者、下請事業者の定義 (第2条第1項～第8項)

① 物品の製造・修理委託、プログラム、運送、物品の倉庫における保管等



② 情報成果物作成・役務提供委託 (①を除く。)



(3) 親事業者の義務 (第2条の2、第3条、第4条の2、第5条) 及び禁止行為 (第4条第1項、第2項) 並びに調査権 (第9条) 及び排除措置 (第7条)

① 義務

- ア 注文書の交付義務 (第3条)
- イ 書類作成・保存義務 (第5条)
- ウ 下請代金の支払期日を定める義務 (第2条の2)
(給付を受領した日から60日の期間内)
- エ 遅延利息支払義務 (第4条の2)

② 禁止行為

- ア 受領拒否の禁止 (第4条第1項第1号)
- イ 下請代金の支払遅延の禁止 (第4条第1項第2号)
- ウ 下請代金の減額の禁止 (第4条第1項第3号)
- エ 返品 of 禁止 (第4条第1項第4号)
- オ 買ったたきの禁止 (第4条第1項第5号)
- カ 物の購入強制・役務の利用強制の禁止
(第4条第1項第6号)
- キ 報復措置の禁止 (第4条第1項第7号)
- ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
(第4条第2項第1号)
- ケ 割引困難な手形の交付の禁止 (第4条第2項第2号)
- コ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
(第4条第2項第3号)
- サ 不当なやり直し等の禁止 (第4条第2項第4号)

